

○おきなわ工芸の杜の設置及び管理に関する条例施行規則

令和3年8月13日規則第77号

改正 令和5年3月31日規則第25号

おきなわ工芸の杜の設置及び管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、おきなわ工芸の杜の設置及び管理に関する条例(令和3年沖縄県条例第30号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の指定の申請)

第2条 条例第5条の規則で定める申請書は、指定管理者指定申請書(第1号様式)によるものとする。

2 条例第5条の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 法人である団体にあつては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- (2) 法人でない団体にあつては、定款又は寄附行為に相当する書類及び代表者の身分証明書(市区町村長が発行するものに限る。)
- (3) 申請に係る業務の実施の方法を記載した書類
- (4) 最近の事業年度における事業報告書、貸借対照表、収支決算書、財産目録その他の経理的基礎を有することを明らかにする書類(申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録)
- (5) 役員の名、住所及び履歴を記載した書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(おきなわ工芸の杜指定管理者制度運用委員会の組織等)

第3条 おきなわ工芸の杜指定管理者制度運用委員会(以下「運用委員会」という。)に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、運用委員会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。
- 4 運用委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 5 運用委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 6 運用委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 7 特定の事件につき特別の利害関係を有する委員は、運用委員会の決議があったときは、当該事件に係る議決に参加することはできない。
- 8 運用委員会は、必要があると認めるときは、調査を行い、又は専門家その他の関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴くことができる。
- 9 運用委員会の行う指定管理者の選定に係る調査審議の手続は、公開しない。
- 10 運用委員会の庶務は、商工労働部ものづくり振興課において処理する。
- 11 その他運用委員会の運営に関し必要な事項は、会長が運用委員会に諮って定める。

(貸し工房の利用基準)

第4条 条例第11条第2項の規則で定める基準（貸し工房に係るものに限る。）は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 条例第11条第2項の申請を行う者が、次のいずれかに該当する者であること。
 - ア 工芸品の製造について一定以上の技術を有し、及び起業を志望する者
 - イ 工芸品の生産に係る事業を行う者であって、条例第4条第1号の事業による支援が必要であると認められる者
 - ウ ア及びイに掲げる者のほか、工芸産業を担う者の支援をその主たる活動として組織的かつ継続的に行う者
- (2) 工芸品についての情報の発信、工芸品の使い手との交流その他工芸の杜を活用した取組を行うものであること。

(体験工房の利用基準)

第5条 条例第11条第2項の規則で定める基準（体験工房に係るものに限る。）は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 工芸品の製作を体験する機会を提供するものであること。
- (2) 条例第11条第2項の申請を行う者が、前号の工芸品の製造について一定以上の技術を有する者であること。

(利用者の負担する費用)

第6条 条例第16条第6項の規定により知事の指定する利用者が負担する費用は、貸し工房及び体験工房において利用する次に掲げる費用とする。ただし、第1号の費用にあつては、知事が利用者に負担させることが不相当であると認めるときは、この限りでない。

- (1) 破損ガラスの取替え、電球の取替え等の軽微な修繕及び給水栓その他附帯施設の構造上重要な部分に要する費用

- (2) ガス、電気、水道、下水道及び電話の利用に要する費用
- (3) 警備に要する費用
- (4) 廃棄物及び廃液の保管及び処理その他環境衛生の保持に要する経費
- (5) 前各号に掲げるもののほか、利用者の責めに帰すべき事由により生じた修繕に要する費用

2 前項の費用の算定は、計量器によるものとする。ただし、これにより難いときは、知事が相当と認める算定方法によるものとする。

(身分を示す証明書)

第7条 条例第21条第2項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書（第2号様式）によるものとする。

(事業報告書)

第8条 条例第24条の事業報告書は、次に掲げる事項を記載して提出するものとする。

- (1) 工芸の杜の管理運営に関する業務（次号において「業務」という。）の実施状況
- (2) 業務に係る収支状況
- (3) 工芸の杜の利用状況
- (4) 前3号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

(附属設備等の利用料金の基準額)

第9条 条例別表の2の表及び3の表に規定する規則で定める額は、別表のとおりとする。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、工芸の杜の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、条例の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
(準備行為として行う申請に必要な申請書等)
- 2 条例附則第2項の規定により準備行為として行う指定管理者の指定に必要な申請書及び書類については、第2条の規定の例による。

附 則（令和5年3月31日規則第25号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第9条関係）

1 附属設備利用料金

種別	品名	単位	基準額
舞台設備	演台	1台	320円
	プロジェクター	一式	550円
	スクリーン	1台	110円
	ホワイトボード	1台	70円
音響設備	ワイヤレスマスク	1本	320円
	ワイヤレスピンマイク	1本	320円

備考 附属設備利用料金の基準額は、1回ごとの額とする。ただし、長時間連続して利用する場合は、4時間ごとに1回の使用とみなす。

2 機械器具利用料金

区分	品名	単位	基準額
織物	織機（大）	一式1時間につき	30円
	織機（中）	一式1時間につき	30円
	織機（小）	一式1時間につき	30円
	電動たて糸巻取り機	一式1時間につき	60円
	手動たて糸巻取り機	一式1時間につき	50円
	合撚(ねん)機	一式1時間につき	60円
	鋳物ガスコンロ	一式1時間につき	120円
	糸乾燥機	一式1時間につき	290円
	繰り返し機	一式1時間につき	120円
	かせ揚げ機	一式1時間につき	160円
	遠心分離脱水機	一式1時間につき	60円
染物	粉碎機	一式1時間につき	70円
織物・染物	蒸し機	一式1時間につき	550円
	自動染色機	一式1時間につき	920円
漆芸	推(つい)錦餅ローラー	一式1時間につき	50円
	漆乾燥機	一式1時間につき	90円

	木工ろくろ	一式1時間につき	260円	
	振とう機	一式1時間につき	40円	
	播潰(らいかい)機	一式1時間につき	60円	
	粉碎機	一式1時間につき	80円	
	研磨台	一式1時間につき	110円	
木工・さんしん	丸のこ昇降盤	一式1時間につき	300円	
	かんな盤	一式1時間につき	370円	
	小型かんな盤	一式1時間につき	280円	
	糸のこ盤	一式1時間につき	30円	
	帯のこ盤	一式1時間につき	320円	
	研磨機	一式1時間につき	160円	
	角のみ盤	一式1時間につき	60円	
	木材乾燥庫	一式1時間につき	590円	
	コンプレッサー	一式1時間につき	90円	
	旋盤	一式1時間につき	290円	
		フラッシュプレス	一式1時間につき	140円
	金細工	鑄造機	一式1時間につき	140円
帯のこ盤		一式1時間につき	90円	
研磨機		一式1時間につき	200円	
プレス機		一式1時間につき	100円	
工芸縫製	バンドマシン	一式1時間につき	370円	
	革加工機	一式1時間につき	210円	
	腕ミシン及び平ミシン	一式1時間につき	100円	
	上下送りミシン	一式1時間につき	60円	
	ボストンミシン	一式1時間につき	60円	
	工業用アイロン	一式1時間につき	50円	

沖縄県知事 殿

申請者 所在地
団体の名称
代表者の氏名

指定管理者指定申請書

おきなわ工芸の杜の管理に係る指定管理者の指定を受けたいので、おきなわ工芸の杜の設置及び管理に関する条例第5条の規定により申請します。

添付書類

- 1 事業計画書
- 2 法人である団体にあつては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- 3 法人でない団体にあつては、定款又は寄附行為に相当する書類及び代表者の身分証明書（市区町村長が発行するものに限る。）
- 4 申請に係る業務の実施の方法を記載した書類
- 5 最近の事業年度における事業報告書、貸借対照表、収支決算書、財産目録その他の経理的基礎を有することを明らかにする書類（申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録）
- 6 役員の氏名、住所及び履歴を記載した書類
- 7 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

第2号様式（第7条関係）

(表)

身 分 証 明 書



指定管理者名

氏名

生年月日

年

月

日生

上記の者は、おきなわ工芸の杜の設置及び管理に関する条例第21条第1項の規定による立入り等に従事する者であることを証明する。

年 月 日

沖縄県知事

印

(裏)

おきなわ工芸の杜の設置及び管理に関する条例（抜粋）

（立入り等）

第21条 指定管理者は、施設等の管理上必要があると認めるときは、施設の管理業務に従事する者に、第11条第1項の規定により利用を許可した場所に立ち入り、関係者に質問し、又は必要な指示をさせることができる。

2 前項の規定により立ち入り、質問又は指示をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立ち入り、質問又は指示をする権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。